

七 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方五度の平面及び下方五度の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向二十五度の平面及び後部霧灯の外側方向二十五度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

八 後部霧灯を一個備える場合にあつては、当該後部霧灯の中心が車両中心面上又はこれより右側の位置となるように取り付けられていること。

九 後部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。

十 後面の両側に備える後部霧灯の取付位置は、第四号から第七号までに規定するほか、第三十七条第三項第五号の基準に準じたものであること。

第三十八条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方十度の平面及び下方十度の平面（後部反射器の反射部の上縁の高さが地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方五度の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向三十度の平面及び後部反射器の外側方向三十度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

五 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車以外の被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方十五度の平面及び下方十五度の平面（後部反射器の反射部の上縁の高さが地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方五度の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向三十度の平面及び後部反射器の外側方向三十度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

第三十九条第三項中「前項」の下に「大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第四号に係る部分を除く。」を加える。

第四十条第二項を次のように改める。

2 自動車の後退灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

一 後退灯は、昼間にその後方百メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

二 後退灯の灯光の色は、白色であること。

第四十条に次の一項を加える。

3 後退灯は、前項に掲げた性能（法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた白色の前部霧灯（以下この条において「型式指定前部霧灯」という。）が後退灯として取り付けられている場合にあつては当該型式指定前部霧灯の性能）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

一 後退灯の数は、二個以下であること。

二 後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作している場合にのみ点灯する構造であること。

三 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方十五度の平面及び下方五度の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向四十五度の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、

後退灯の内側方向三十度の平面）及び後退灯の外側方向四十五度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている自動車にあつては、後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方五度の平面及び下方五度の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向四十五度の平面（後面の両側に型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合は、後退灯の内側方向十度の平面）及び後退灯の外側方向四十五度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられなければならない。

四 後退灯は、前各号に規定するほか、第三十七条第三項第五号の基準に準じたものであること。

第四十一条を次のように改める。

（方向指示器）

第四十一条 自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

一 自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方三十メートルの距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右一個ずつ備えること。ただし、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が六百五十ミリメートル未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。

二 自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、幅〇・八メートル以下の自動車並びに前号ただし書の自動車にあつては、この限りでない。

三 自動車（車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員十一人以上の自動車及びその形状が乗車定員十一人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅〇・八メートル以下の自動車並びに第一号ただし書の自動車を除く。）の両側面には、方向指示器を備えること。

四 大型貨物自動車等には、両側面の前部（被牽引自動車に係るものを除く。）及び中央部に方向指示器を備えること。

五 牽引自動車（第二号ただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。）においては、その状態において第一号本文、第二号本文及び第三号の規定に適合するように方向指示器を備えること。

六 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、第四号本文の規定に適合するように両側面の中央部に方向指示器を備えるほか、牽引自動車（第二号ただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に第一号本文及び第二号本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。

七 第一号ただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ六メートル以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが六メートル以上となる場合における牽引自動車（第二号ただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、第一号本文の規定に準じて方向指示器を備えること。